

印西市通学区域審議会 委員名簿

任期：令和 7 年 5 月 23 日から答申日まで

番号	氏 名	所 属 等	備 考
1	大知 尚暢	滝野小学校長	1 号委員 学校長代表
2	臼井 昌章	西の原中学校長	1 号委員 学校長代表
3	石川 真樹子	原小学校長	1 号委員 学校長代表
4	加藤 好美	西の原中学校保護者と教職 員の会 代表者	2 号委員 保護者代表
5	蛭原 肖子	原小学校保護者と教職員の 会 代表者	2 号委員 保護者代表
6	吉野 高明	元小学校長	3 号委員 知識経験者

○印西市通学区域審議会設置条例

昭和58年3月15日条例第2号

(設置)

第1条 印西市立小学校及び中学校（以下「公立学校」という。）の通学区域の適正化を図るため、教育委員会の附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公立学校の通学区域について調査及び審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱する。

- (1) 公立学校長代表 3人以内
- (2) 公立学校保護者代表 3人以内
- (3) 知識経験を有する者 4人以内

2 委員は、当該諮問にかかる答申が終了したときは、解任されるものとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

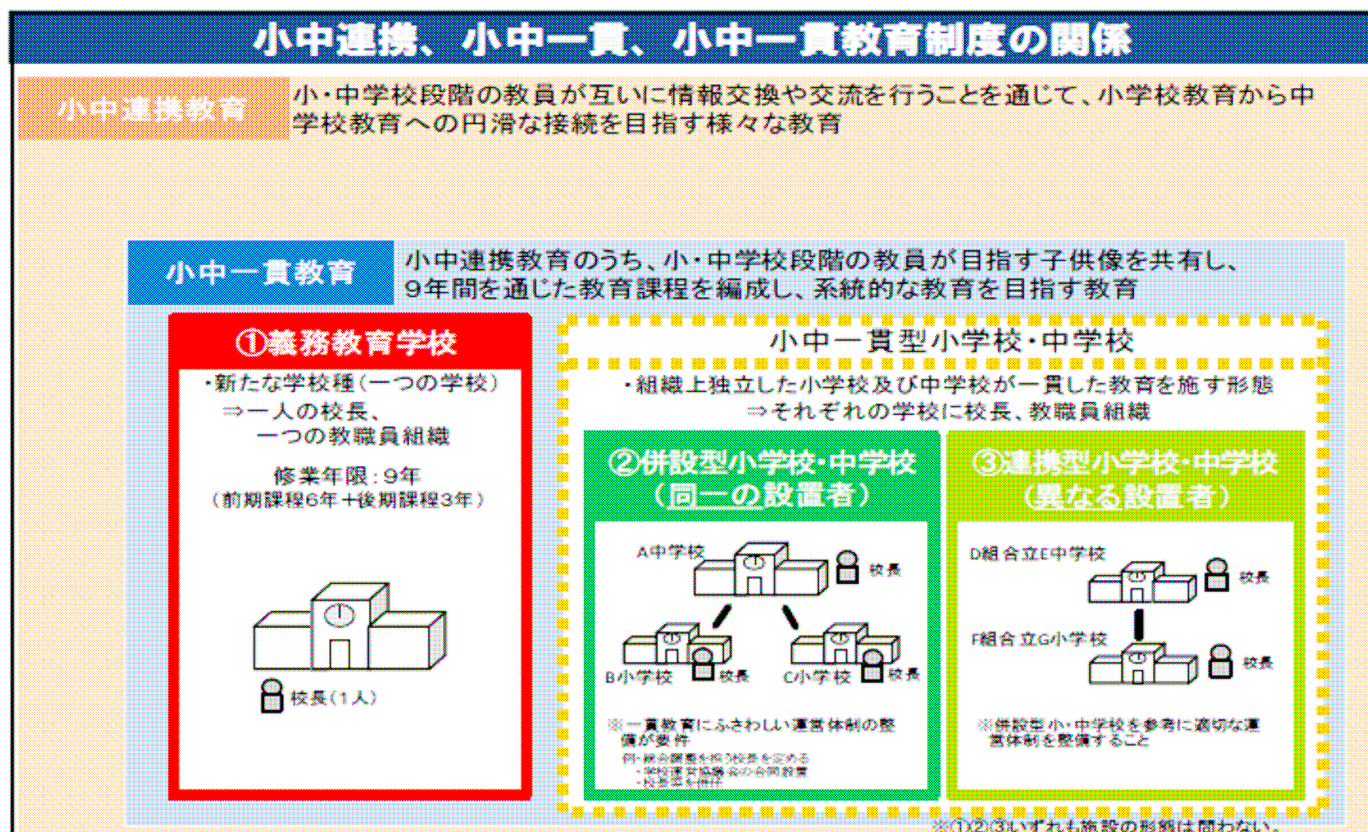
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

義務教育学校について

1 義務教育学校とは

「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされている。



2 義務教育学校のメリット

①いわゆる「中一ギャップ」「小中ギャップ」の解消が期待できる。

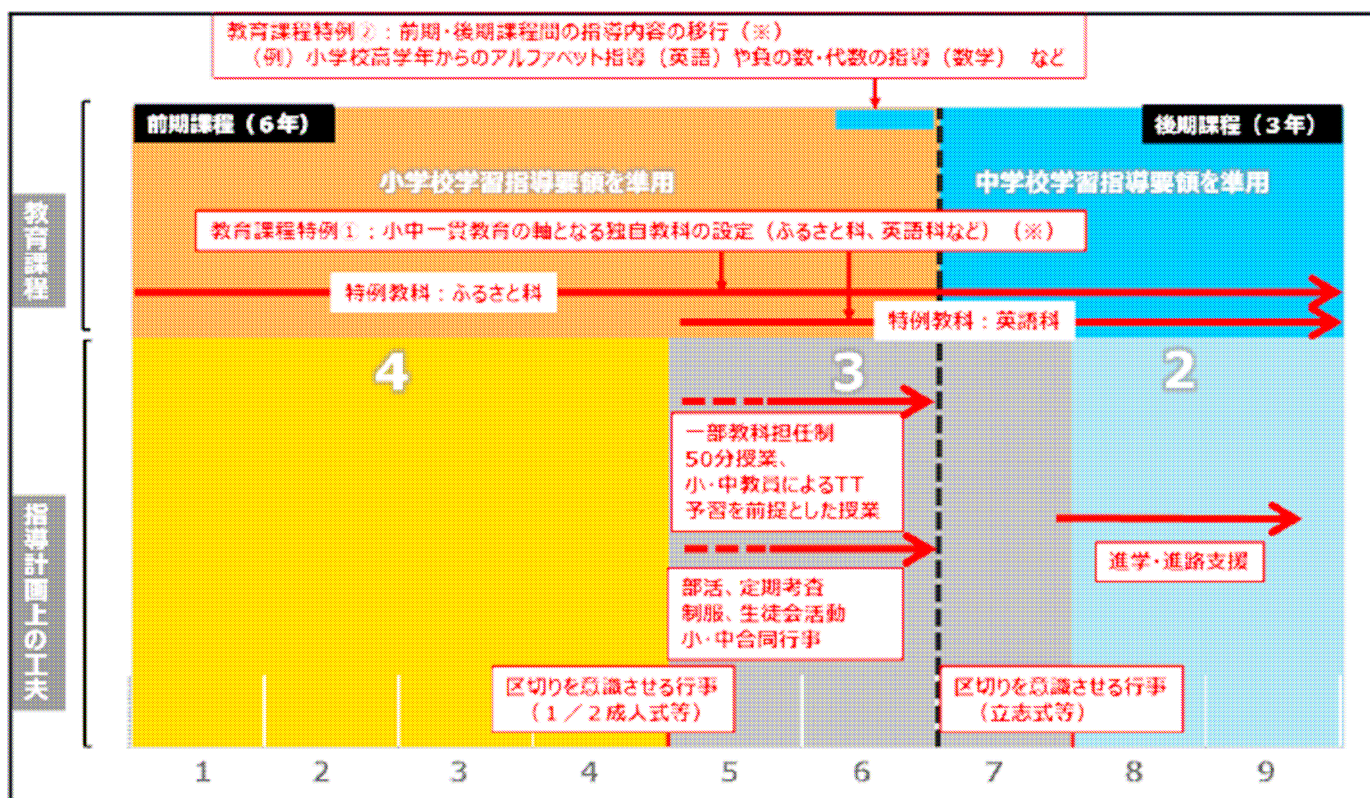
子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象に対して効果が期待できる。（中学生の不登校の減少など）

②小中の交流がこれまで以上に促進される。

小学生と中学生の交流が生まれ、このことにより、小学生は中学生が行っている学習やイベントに興味をもつようになり、中学生はリーダーシップを発揮できるようになる。また、部活動への段階的な参加が可能となる。

③自由なカリキュラム（教育課程）の編成ができる。

9年間の教育課程において基本的には「前期課程（小学校に相当）」と「後期課程（中学校に相当）」に分けられるが「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になる。また、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間での指導内容の入替え、前倒し等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められている。



④学力の向上が期待できる。

児童生徒の学習状況や特性などが共有されやすくなり、9年間を見通した適切できめ細やかな指導を行うことができる。また、小学校での教科担任制や小中学校での乗り入れ指導等により、教師の専門性を生かした指導を充実させることができる。

⑤校務の効率化や質の向上につながる。

教職員の配置を工夫することで、業務の効率化を図ることができる。例えば、教職員定数上、養護教諭や学校事務職員等が複数配置される算定となっていること等を通じ、校務の効率化が可能となる。また、部活動顧問配置を工夫することにより、顧問の負担軽減につながる。

⑥PTA組織の一本化が図られる。

PTAの組織を一本化したり、合同の協議組織を設けたりすることができる。また、学校の教育活動や組織と併せて、PTA組織が小・中学校段階で連携し、保護者が様々な行事や活動に関わることで、保護者が9年間の見通しをもてるようになる。

3 義務教育学校のデメリット

- ①小中一貫となる義務教育学校では9年間同じ学校にいるため、人間関係が固定化されやすい。
- ②学年段階の柔軟な設定により、小学校高学年におけるリーダー性の育成が阻害されるのではないかと指摘がある。
- ③転出入する児童生徒への対応が必要になることが想定される。
- ④教員は、小中両方の教員免許が必要になる。
- ⑤校長の職務が過重にならないよう配慮する必要がある場合も考えられる。

他自治体における義務教育学校の規模について

○生徒数及び学級数

		前期課程							後期課程				合計	学年段階の 区切り設定
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	7年	8年	9年	小計		
市川市立 塩浜学園	生徒数	24	39	30	38	29	29	189	76	71	90	237	426	4－3－2
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	3	3	3	9	15	
成田市立 下総みどり学園	生徒数	35	27	43	41	30	50	226	42	43	48	133	359	4－3－2
	学級数	2	1	2	2	1	2	10	2	2	2	6	16	
成田市立 大栄みらい学園	生徒数	49	40	44	51	49	55	288	73	58	58	189	477	4－3－2
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	3	2	2	7	19	
八千代市立 阿蘇米本学園	生徒数	55	64	68	70	61	56	374	40	43	57	140	514	4－3－2
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	6	18	
つくば市立 春日学園	生徒数	92	112	101	96	111	129	641	112	120	132	364	1,005	4－3－2
	学級数	3	3	3	3	3	4	19	3	4	4	11	30	
つくば市立 秀峰筑波	生徒数	79	102	113	96	118	124	632	108	108	141	357	989	4－3－2
	学級数	3	3	3	3	3	4	19	3	3	4	10	29	
つくば市立 学園の森	生徒数	183	202	229	262	236	232	1,344	168	136	146	450	1,794	4－3－2
	学級数	6	6	7	7	7	7	40	5	4	4	13	53	
つくば市立 みどりの学園	生徒数	246	261	261	219	198	207	1,392	169	115	126	410	1,802	4－3－2
	学級数	7	8	8	6	6	6	41	5	3	4	12	53	
印西市立 (仮称) 東の原	生徒数	131	136	142	166	143	128	845	123	83	96	302	1,147	未定
	学級数	4	4	5	5	5	4	27	4	3	3	10	37	

※１）他自治体における生徒数及び学級数は令和６年５月時点。（仮称）東の原義務教育学校は令和１１年４月開校時の予測。

※２）義務教育学校は、９年の課程が小学校相当の前期６年、中学校相当の後期３年に区分されているが、１年生から９年生までの児童生徒が１つの学校に通うという特質を生かして、９年間の教育課程において「４－３－２」や「５－４」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが可能である。

児童・生徒数及び学級数の推移

凡例

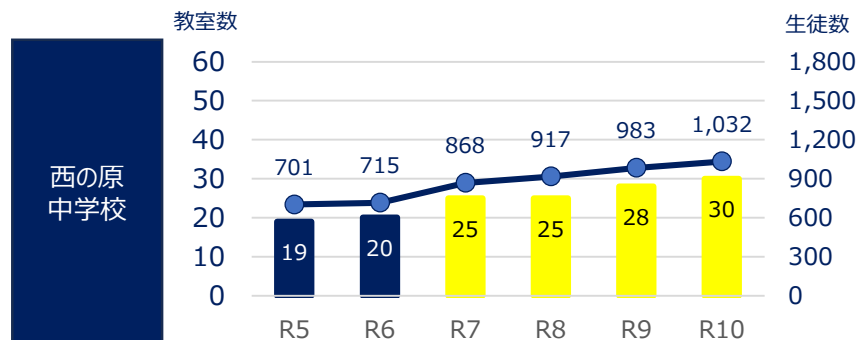
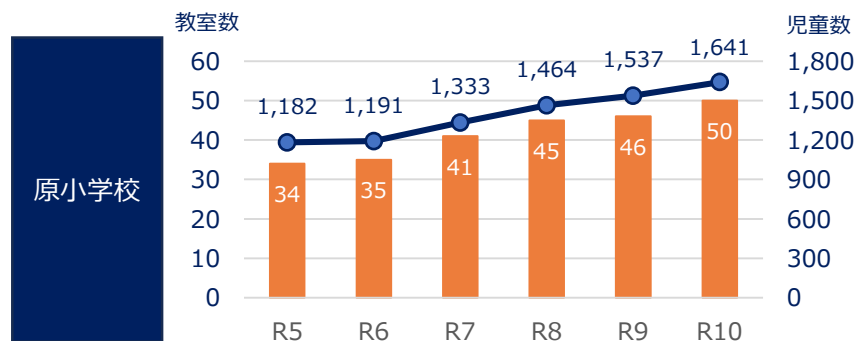
過大規模校

大規模校

適正規模校

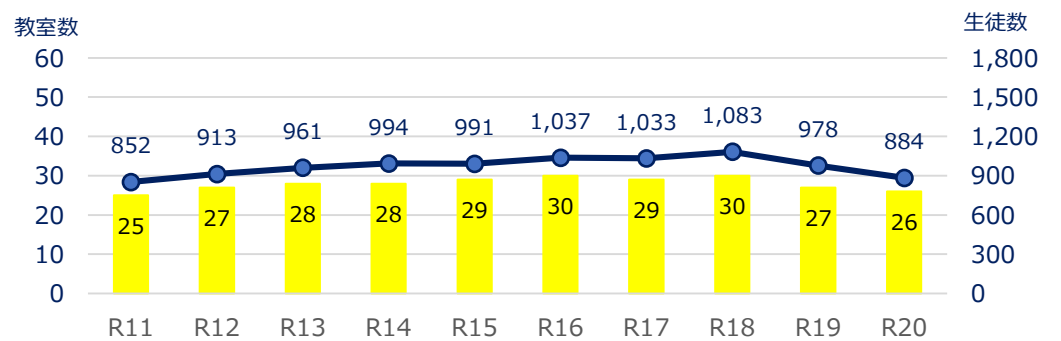
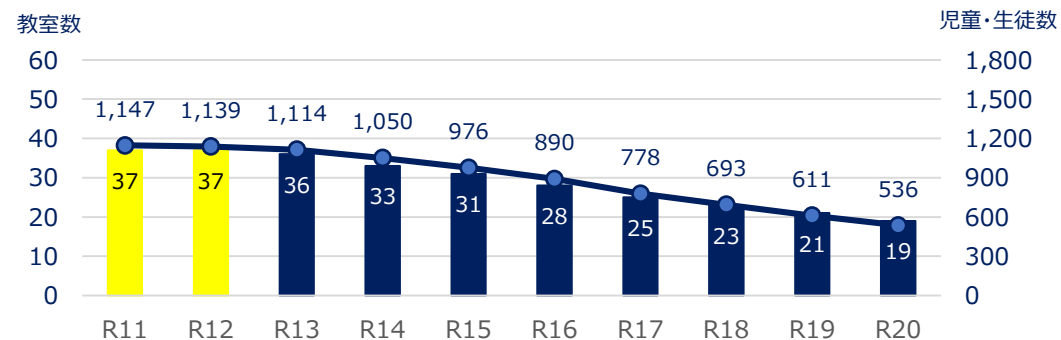
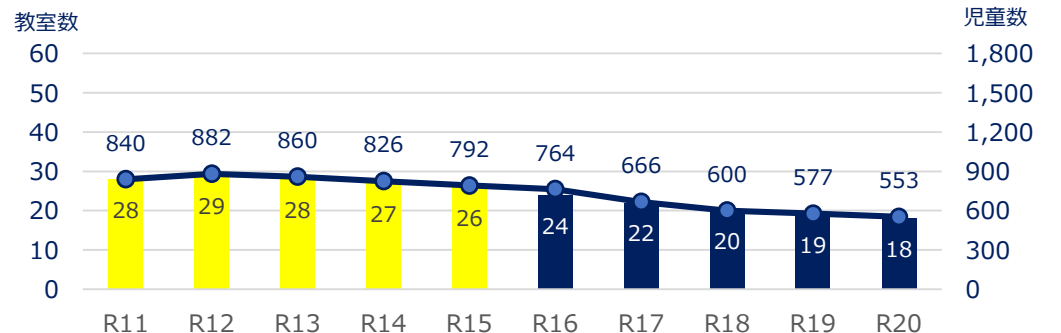
義務教育学校は長期間適正規模校を維持、原小学校・西の原中学校は過大規模校が解消

分離前



出典：令和6年度推計

分離後



児童・生徒数及び学級数の推移（参考）

凡例

過大規模校

大規模校

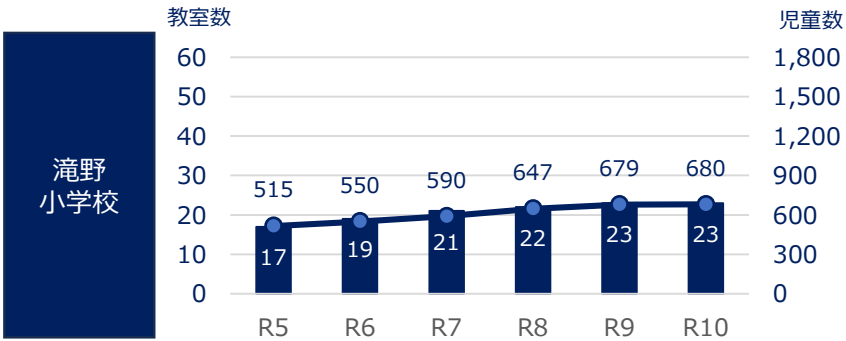
適正規模校

小規模校

義務教育学校の通学区域に牧の原6丁目、草深の一部及び竜腹寺の一部を追加した場合の推移

分離前

分離後



原小学校区、西の原中学校区の
東の原地区の児童生徒

